

第1次中期事業計画の評価の公表について（平成18年度～平成20年度）

過去3か年の県内の景気は、平成18年度から19年度前半までは穏やかに回復していましたが、19年度後半から原油、原材料価格の高騰、建築基準法改正に伴う住宅着工件数の減少等から徐々に冷え込み、平成20年秋口の世界的金融危機以降は急速に悪化し、企業倒産は高水準に推移しています。

こうした中で、当協会では、中小企業の皆さまの多様な保証需要に迅速かつ的確に対応するとともに、適正な業務運営に努めたところであり、平成18年度から平成20年度は全体として計画を達成できたものと考えています。

ここに、第1次中期事業計画の評価について、外部評価委員会の意見等を添え公表いたします。

今後はさらに、利用される皆さまへの利便性の向上に努めるとともに、当協会のガバナンスやコンプライアンスの徹底に取り組み、「地域に信頼され、ともに歩む信用保証協会」を目指してまいりますので、一層のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

平成21年7月

富山県信用保証協会

会長 齋田 道男

第1次中期事業計画の評価

平成18年度～平成20年度

富山県信用保証協会

はじめに

富山県信用保証協会は、中小企業の多様化する資金需要に的確に応え、金融の円滑化と安定に資するため、中期事業計画を策定し、信用保証制度改革や各種の政策保証に適切かつ迅速に対応するなど「信頼され、顔の見える保証協会」を推進してきた。

平成 18 年度から平成 20 年度までの 3 年間における当協会を取り巻く経済環境と計画に対する評価については、以下のとおりである。

1. 地域経済の動向

富山県信用保証協会

(1) 地域経済及び中小企業の動向

・18 年度においては、一部に弱い動きがみられるものの、企業倒産も低水準で推移する等、工作機械や自動車関連の製造業を中心に緩やかに回復していた。

中小企業においても改善が続いていたが、大企業に比べ改善は遅れ、業種によるばらつきがみられた。

・19 年度においては、景気は緩やかに回復していたが、原油価格、原材料価格の高騰や海外経済動向等が懸念され、後半より企業倒産が増加した。

中小企業においては、製造業を中心として引き続き受注は好調であったが、一部において原材料価格の上昇が製品価格に転嫁されないなど収益の悪化が見られ、建設業においては、建築基準法改正等による住宅着工件数の減少の影響があった。

・20 年度においても、企業倒産は高水準に推移するなど景気の回復はみられず、特に世界的金融危機以降、後半は、個人消費、住宅建設、設備投資、生産等は急激に落ち込み急速な悪化が続いた。

中小企業においては、製造業で原材料価格の一部下落もみられたが、生産、出荷の減少は大きく、建設業、販売業でも需要の減少が続き厳しい環境にあった。

(2) 中小企業の資金繰り状況及び金融・保証動向

・県内企業の資金繰り状況については、18 年度は概ね安定的であったが、19 年に入って苦しいとする企業が多くなり、20 年 10 月以降、さらに厳しさが増したとする調査が多く見られた。

・企業への貸出残高については、銀行では、3 期連続して前年度を上回っている一方、信用金庫や政府系金融機関においては、18・19 年度は前年度を若干下回って推移していたが、20 年度に入り増加傾向に転じた。

・これに伴い、保証承諾は、中小企業を取り巻く環境や資金繰り状況を反映し、3 期連続して増加したものの、保証債務残高の面では、18 年度から 19 年までは前年度を若干下回って推移し、20 年に入って少し上回る状況となった。

(3) 県内の設備投資動向

・日本銀行富山事務所の「富山県金融経済クォーターリー」によると、県内の設備投資動向の 18 年度実績は前年度比 12.4%増、19 年度実績は前年度比 4.4%増、20 年度計画(20 年 12 月調査)は前年度比 11.1%減であり、20 年度になり減少に転じている。

1. 地域経済の動向

(4) 雇用情勢

- ・18年度の雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られるとされ、4月の有効求人倍率は1.31倍で23か月連続して1倍台で推移した。
- ・19年度も引き続き1倍台が続いたが、改善の動きは緩やかになり、11月には1.07倍と1.1倍台を割り込み、20年3月は1.05倍であった。
- ・20年度は、5月に0.96倍と、47か月続いた1倍台を割り込み、足踏み状態が続いたが、9月には0.83倍と下降局面に入り11月は0.77倍、21年1月0.64倍、2月0.53倍、3月0.47倍と厳しさを増した。

(1) 制度改革の普及とそれに伴う動向の見定めと対応

- ・18年度から導入された保証料率の弾力化、保証人要件の緩和、保証申込書類の統一等については、保証利用等に影響しないよう中小企業者や関係機関に周知するなど円滑な導入に努めるとともにその後の動向を注視してきた。
- ・料率区分別の保証状況は次のとおりであり、その分布状況はほぼ全国の状況と同様となっている。

〔保証料率区分別保証承諾状況の推移〕

(料率 %)

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有外保証料率	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50
責任共有保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

(構成比 %)

年度	区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
18	件数	1.7	5.1	7.6	15.9	38.3	7.4	9.0	7.3	7.7
	金額	2.2	6.4	8.3	17.7	30.7	8.9	9.6	8.0	8.2
19	件数	1.8	5.6	7.4	17.3	37.3	7.4	9.3	6.8	7.1
	金額	2.1	6.4	8.1	18.7	29.4	8.2	10.4	8.5	8.2
20	件数	1.6	5.1	7.2	16.8	36.2	7.7	9.6	6.9	8.9
	金額	1.8	5.4	7.4	17.9	27.9	9.2	11.8	8.6	10.0

- ・19年度は、10月から実施した金融機関との責任共有制度については、円滑に導入できるよう、中小企業者や関係機関に周知するとともに保証動向の把握に努めた。
- ・保証承諾額は次のとおりであり、大きな変化は見受けられない。

2. 中期業務運営方針についての評価

〔保証承諾額の推移〕（金額単位 百万円、比率 %）

年度	計画額	実績	計画比	前年度比
18	91,000	105,463	115.9	102.0
19	99,000	112,235	113.4	106.4
20	108,000	164,750 (100,083)	152.5 (92.7)	146.8 (89.2)

※（ ）内は、うち責任共有対象外の緊急保証分を除いたもの。

・19年10月から実施した、責任共有制度の影響を受けやすい小口零細企業に対する責任共有対象外の小口零細企業保証は、19年度17億8百万円、20年度37億52百万円と適切な対応に努めた。

・こうしたことから、制度改革に伴う保証利用の動向については、現在のところ大きな影響は見受けられないものと考えられるが、弾力化、責任共有の対象外である緊急保証終了後の動向を注視する必要がある。

(2) 相談機能の充実と再生支援チームの活用

・連合会研修や中小企業診断士(職員3人)を中心とした内部研修により相談能力の向上を図るとともに、19年度には、保証相談や経営・再生支援体制の強化を図るため企業支援課を新設するなど組織の見直しを行った。

・保証相談件数は、18年度1,777件(前年度比95.0%)、19年度2,053件(同115.5%)、20年度2,394件(同116.6%)と増加した。

・中小企業診断士を中心とした再生支援チームは、県中小企業再生支援協議会と月2回の定期協議を行い、3か年で13件の再生計画を検討、うち6件について再生計画案の同意にいたった。

・求償権消滅保証については、2件46百万円保証承諾した。

・景気の急激な悪化のなかで企業再生は重要な課題であり、引き続き金融機関と連携を密にして再生の支援に努める。

(3) 各種保証制度の積極的な推進

・中小企業の多様な資金需要に応じた各種保証や政策保証を積極的に推進するため、実績のある先に対しては特定社債保証、当座貸越根保証及び事業者カードローン当座貸越根保証を、業況悪化先に対してはセーフティーネット保証を、創業ベンチャー企業に対しては創業ベンチャー保証の活用を勧め、3か年度の実績は次のとおりであった。

2. 中期業務運営方針についての評価

〔各種保証制度の保証承諾額の推移〕 (金額単位 百万円、比率 %)

制度名	18年度		19年度		20年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
特定社債	3,807	174.1	3,508	92.1	4,592	130.9
当座貸越	1,662	85.4	1,678	100.9	1,541	91.8
事業者カードローン	5,156	70.1	5,865	113.8	4,323	84.5
セーフティーネット	6,906	58.6	9,050	131.1	69,526	763.7
創業ベンチャー	2,585	126.7	1,713	69.0	1,281	81.0

- ・特定社債保証は、利用要件が緩和されたことから利用が増加傾向を示した。
- ・経営環境の悪化から、セーフティーネット保証が増加し、特に20年10月から実施した緊急保証（セーフティネット5号関連）の20年度実績は、646億67百万円であった。
- ・当座貸越根保証、事業者カードローン当座貸越根保証及び創業ベンチャー保証は減少した。
- ・当面は、緊急保証を中心とした保証利用が見込まれるが、中長期的視野に立ち中小企業ニーズに即した各種保証制度の利用を勧めていくことが必要と考える。

(4) 担保、保証人に依存しない保証への適切な対応

- ・不動産担保や代表者以外の連帯保証人を徴求した保証件数及び割合は、次のとおりであり、いずれも逐次減少した。

〔不動産担保、代表者以外の連帯保証人徴求状況の推移〕

年度	保証承諾件数	不動産担保徴求		代表者以外の連帯保証人	
		件数	徴求率(%)	件数	徴求率(%)
18	12,096	461	3.8	502	4.2
19	12,564	398	3.2	380	3.0
20	15,801	321	2.0	368	2.3

・不動産担保に依存しない資金調達方法として、流動資産担保保証(旧売掛債権担保保証)の利用を推進するため、県に続き、18年度には市町村に対して自治体発注工事代金等の譲渡禁止特約条項の解除を要請し、応諾を得た結果、保証承諾は、18年度26件13億43百万円、19年度33件17億44百万円と増加した。

20年度は、緊急保証を活用した資金調達が活発に行われたため19件12億3百万円にとどまった。

・担保、保証人に依存しない保証へ適切に対応するため、大口等特定の保証先企業に対しては、面談や実地調査により実態把握に努めることとし、面談、実地調査の状況は次のとおりである。

[特定先企業数との面談、実地調査件数の推移]

年度	特定先企業数	面談件数	実地調査件数
18	310	131	5
19	504	244	52
20	507	239	15
計	1,321	614	72

・20年度においては緊急保証の保証申込の急増により、特に実地調査において十分な対応ができなかった。

・審査の効率化と重点化を図るためのCRD等の活用や簡易審査基準の見直しについては、保証協会システムセンター株式会社の電算共同システムへの移行後に検討することとしていたが、緊急保証の急増等もあり、今後の課題とした。

(5) 利便性の向上に向けた努力

・18年10月に保証申込関係書類を全国統一様式へ改訂し、保証申込手続の簡素化を図った。

・広報活動においても、ホームページの拡充、保証だよりの充実、関係機関と連携した相談会等への積極的な参加を行い、協会利用について一層の利便性の向上に努めた。

・面談や実地調査の状況については、次のとおりであり、20年度は緊急保証申込の急増等のため、実地調査は激減したが、企業の方にご来協いただき面談を数多く実施し、実情把握と適切な保証対応に努めた。

〔面談及び実地調査件数の推移〕

年度	面談件数	実地調査件数	計
18	378	62	440
19	529	169	698
20	640	61	701
計	1,547	292	1,839

・一方、CRD データと金融機関における企業格付けデータとの整合性の確認、電子申請による事前相談制度については、電算共同システム移行後に検討することとしていたが、緊急保証の急増等から今後の課題とした。

(6) 期中管理の充実・強化

- ・業況把握のための大口等特定先企業からの決算書の取り受けについては、18年度(310企業)及び19年度(504企業)は、全企業から取り受けしたが、20年度(507企業)は、緊急保証等業務がふくそうし、保証申込先からのみの決算書取り受けを余儀なくされた。
- ・早期正常化を図るための延滞先の早期実態把握については、事故報告未提出の金融機関に対し、18年度 306 先、19年度 780 先、20年度 387 先の照会を実施した。
- ・事故報告提出後の延滞債務等の調整は、正常化に向けて努力したものの景気の悪化を反映して、代位弁済につながるケースが多かった。

〔事故報告、代位弁済、調整額の推移〕 (金額単位 百万円、比率 %)

年度	期首事故 報告残高 a	期中事故報 告受付額 b	代位弁済元金		調 整		期末事故報 告残高 a+b-c-d
			金額 c	代位弁済率 c/(a+b)	金額 d	調整率 d/(a+b)	
18	4,019	9,372	4,834	36.1	4,473	33.4	4,084
19	4,084	9,280	5,104	38.2	2,761	20.7	5,499
20	5,499	13,087	8,806	47.4	4,285	23.1	5,495

(7) 回収の促進、合理化及び効率化

- ・ 小額分割弁済先を中心に一括弁済交渉や不動産担保物件の早期処分に取り組むとともに、保証協会債権回収株式会社への回収委託や分割弁済不履行先への夜間督促など督促強化に努めた。
- ・ 回収状況は次のとおりであり、概ね計画を達成した。なお、保証協会債権回収株式会社による回収は増加傾向を示した。

〔回収方法別回収額の推移〕 (金額単位 百万円)

年度	定期回収	任意処分	競 売	一括回収	計
18	382(163)	391	100	599(136)	1,472(299)
19	367(164)	481	100	624(157)	1,572(321)
20	385(144)	415	144	538(212)	1,482(356)
計	1,134(471)	1,287	344	1,761(505)	4,526(976)

()は、保証協会債権回収株式会社への回収委託による回収額

- ・ 求償権の効率的な管理、回収を進めるため、該当するものについて逐次管理事務停止及び求償権整理を進めた。

〔管理事務停止・求償権整理の推移〕 (金額単位 百万円)

年度	管理事務停止		求償権整理	
	件数	金額	件数	金額
18	720	3,667	1,134	5,175
19	501	2,299	416	1,354
20	400	2,121	52	118
計	1,621	8,087	1,602	6,647

(8) 制度改革への対応を含めた電算システムの見直し等

- ・保証料率の弾力化及び金融機関との責任共有の制度改革に伴う電算システムの見直しについては、迅速かつ的確な対応に努め、概ね円滑に事務処理がなされた。
- ・しかしながら、保証料率の弾力化については、18年度に保証料及び保険料の一部に誤謬事案が発生したことから、速やかに修正を行うとともに再発防止策を講じた。
- ・業務の効率化と安全性の確保のため、保証協会システムセンター株式会社への移行準備業務を進め、20年7月22日に予定通り新システムに移行し、その後、順調に稼動している。
- ・新システム移行後の業務処理を円滑に行うため、組織体制の見直しや規程等の整備を行い、安全性と効率化に万全を期している。
- ・電子ファイリングシステムの導入については、既に導入されている事業所の見学等システム導入の検討を行ったが、費用対効果上で問題があり、引き続き研究していくこととした。

(9) コンプライアンス態勢等の充実強化

- ・コンプライアンス態勢等の定着、推進を図るため、每期コンプライアンス実施計画に基づき意識の向上と点検に努めた。
- ・問題のある事案が発生したときは、速やかに再発防止策を講じるとともに、事務手順書の改善整備を進めた。
- ・19年度には、不正過誤の未然防止のため内部検査を実施した。
- ・20年度には、コンプライアンスを統括する経営監査室を設置し、一層の体制強化を図った。
- ・協会が有する個人データの安全管理体制の充実と個人情報の保護強化のための「個人データ管理要領」や通報者等の保護とともにコンプライアンス体制の一層の強化を図るため「公益通報者保護規程」を制定した。
- ・危機管理態勢の充実のため「自然災害等事故処理要領」の見直しを進めた。

(10) 運営体制の強化

- ・活力があり利用者に信頼される職場づくりのため、人材養成や資質向上のため中長期的な観点もふまえて「研修計画」に基づき研修を実施するとともに、自主研修の支援、外部機関との交流等の機会の充実を図った。
- ・19年度からは、顧客満足度向上のためCS研修の受講を行うとともに、20年度には協会に対する苦情、相談等を一元的に対応する窓口を企画情報課に設置した。
- ・20年度には衛生委員会を設置し、健康保持の維持や職場環境の整備に努めるなど、健康で明るい職場づくりを進めた。
- ・運営基盤の確立については、収支の改善と基本財産の増強に努め、その状況は次のとおりである。

2. 中期業務運営方針についての評価

〔運営基盤の推移〕

(金額単位 百万円)

年度	基本財産				制度改革	収支差額
	基金	金融安定化特別基金	基金準備金	計	促進基金	変動準備金
18	4,958	1,479	9,027	15,464	268	3,640
19	4,985	1,482	9,325	15,792	335	3,640
20	4,985	1,437	9,325	15,747	418	3,426

- ・20年度は、代位弁済の急増による求償権償却等の増加により収支が悪化し、収支差額変動準備金2億14百万円を取り崩した。
- ・資金運用については、安全有利な運用に努めており、正味運用益は、18年度1億56百万円、19年度2億8百万円、20年度2億44百万円であった。

● 外部評価委員会の意見等

1 事業計画に係る業務実績の評価

18年度から20年度までの3か年度は、地域経済が緩やかな改善の動きから一転し、20年度後半の急速な悪化という厳しい環境を踏まえ、迅速かつ適正な保証対応をはじめ、保証制度改革や電算の共同システム稼働等山積する業務を積極かつ適切に処理された。

このような状況で、中期事業計画に基づく事業実績は、ほぼ順調に推移したが、20年度には、緊急保証の実施、企業倒産の増加等により保証承諾、代位弁済等は計画を大きく上回る事となった。

このことは協会に対する社会的要請に応えた結果であり、中小企業金融の円滑化に一定の役割を果たしたものと評価できる。

しかしながら、以下のことについては今後さらに努力され、「地域に信頼され、ともに歩む保証協会」を推し進め、第2次中期事業計画の達成に役員挙げて取り組まれない。

(1) 保証業務について

中小企業金融における信用保証協会の役割は、昨今の経済情勢の中でますます重要になっている。

従って、保証審査、保証相談、再生支援等においては、財務面ばかりでなく、より高い理念で経営者を含めた企業そのものをみることが重要であり、このことについてこれまで以上に配慮するとともに目利き等の人材の育成にも努められたい。

また、保証料率の弾力化及び責任共有制度についても、中小企業にとって有用に運用されているか検証を続けられたい。

(2) 運営基盤の確立

協会は、20年度より自治体及び金融機関から基金増強のための財政支援を受けなくなり、また、代位弁済の急増により収支差額変動準備金を取崩したことから、正味財産が1億76百万円減少した。

これまでの経営努力並びに国及び自治体の援助等により相当の内部留保は積み上がっているが、代位弁済の抑制に向けた期中管理業務の充実、効果的な回収業務の強化、経費の節減、安全有利な資金運用等に引き続き努められたい。

(3) 電算システムの活用

電算の共同システムには、特に問題等は発生せず移行されたようであるが、システムセンターに依存するだけではなく積極的に活用提案等を行い、その効果や有用性が十分に発揮できるよう努められたい。

2. 中期業務運営方針についての評価

2 コンプライアンス体制及び運営状況の評価

コンプライアンス体制及び運営状況については、事務処理上の誤謬等が減少していることからその体制の強化や法令遵守の意識の向上が図られており一定の評価ができる。

今後は、協会の社会的役割と倫理憲章等に基づく役職員の基本的行動規範を再認識し、創立 60 周年を機に原点に立ってコンプライアンス体制や個人情報保護の一層の充実強化及びリスク管理の徹底を期されたい。

また、職員からの提案制度が十分生かせるシステムづくりを検討されたい。

外部評価委員会

委員長 荻野 幸和

委員 中島 史雄

委員 松下 勝八

3. 事業実績

富山県信用保証協会

(単位：百万円、%)

年度 項目	18年度実績			19年度実績			20年度実績		
	金額	対計画比	対前年度比	金額	対計画比	対前年度比	金額	対計画比	対前年度比
保証承諾	105,463	115.9	102.0	112,235	113.4	106.4	164,750	152.5	146.8
保証債務残高	281,167	104.1	98.5	281,157	104.5	100.0	307,189	107.8	109.3
代位弁済	4,866	103.5	98.0	5,141	109.4	105.6	8,888	177.8	172.9
実際回収	1,472	98.1	93.0	1,572	104.8	106.8	1,482	98.8	94.3

・保証承諾額については、3か年度いずれも計画額及び前年度を上回る実績となっており、特に20年度は、緊急保証の実施により急増した。

・代位弁済額については、18年度は前年度を下回ったものの、19年度は景気の足踏みにより増加し、20年度は景気の急落により過去最高の代位弁済額となった。